

平生町告示第3号

令和3年第3回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年4月9日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和3年4月13日
- 2 場 所 平生町議会議事堂
- 3 付議事項
 - (1) 専決処分の承認について
令和2年度平生町一般会計補正予算
 - (2) 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
 - (3) 専決処分の承認について
工事請負契約の締結について（工期変更契約）
令和2年度 公共下水道（宇佐木地区）管渠布設工事 第1工区
 - (4) 専決処分の承認について
工事請負契約の締結について（工期変更契約）
平生町防災行政無線機能強化工事
 - (5) 令和3年度平生町一般会計補正予算

○開会日に応招した議員

| | |
|---------|---------|
| 中丸 和則君 | 中村 武央君 |
| 中本 敦子さん | 松本 武士君 |
| 赤松 義生君 | 河藤 泰明君 |
| 岩本ひろ子さん | 細田留美子さん |
| 河内山宏充君 | 平岡 正一君 |
| 村中 仁司君 | 中川 裕之君 |

○応招しなかった議員

令和3年 第3回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和3年4月13日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和3年4月13日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
工事請負契約の締結について(工期変更契約)
令和2年度 公共下水道(宇佐木地区)管渠布設工事 第1工区
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認について
工事請負契約の締結について(工期変更契約)
平生町防災行政無線機能強化工事
- 日程第8 議案第32号 令和3年度平生町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
工事請負契約の締結について(工期変更契約)
令和2年度 公共下水道(宇佐木地区)管渠布設工事 第1工区
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認について
工事請負契約の締結について(工期変更契約)

平生町防災行政無線機能強化工事

日程第8 議案第32号 令和3年度平生町一般会計補正予算

出席議員（12名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 5番 松本 武士君 |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 河藤 泰明君 |
| 8番 岩本ひろ子さん | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 村中 仁司君 | 13番 中川 裕之君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 加村 直子さん 園崎 宏史君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|--------|-------|--------|
| 町長 | 浅本 邦裕君 | 副町長 | 高木 哲夫君 |
| 教育長 | 清時 崇文君 | 会計管理者 | 田坂 孝友君 |
| 総務課長 | 中尾 和正君 | 税務課長 | 池田 真治君 |
| 健康保険課長 | 川口 龍哉君 | 建設課長 | 友田 隆君 |
| 教育次長兼学校教育課長 | | | 河島 建君 |
| 総務課主幹 | | | 横田 佳幸君 |
| 総務課長補佐兼財務班長 | | | 久保 秀幸君 |

午前8時59分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和3年3月実施分の例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時01分休憩

.....
午前9時26分再開

○議長（中川 裕之君） それでは、本会議を再開いたします。

日程第4. 承認第1号

日程第5. 承認第2号

日程第6. 承認第3号

日程第7. 承認第4号

○議長（中川 裕之君） 日程第4、承認第1号「令和2年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」から日程第7、承認第4号「平生町防災行政無線機能強化工事の工事請負契約の締結について（工期変更契約）の専決処分の承認について」までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

4月となり、さきの人事異動及び5名の新人職員を迎え、新たな体制で新年度をスタートいた

しました。

新庁舎建設工事も始まり、連日、工事の音が響いている状況であります。議員の皆様を初め、来庁される方々には、駐車スペースが限られることとなり、しばらく御不便をおかけすることとなりますが、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、先月22日には、全ての地域で緊急事態宣言が解除されましたが、その後、関西圏で変異株による感染が多数確認されるなど、再び感染が拡大しており、今月5日に、緊急事態宣言に準じた対策が可能となります「まん延防止等重点措置」が、宮城、大阪、兵庫の3府県に適用されました。

その後も各地で感染が拡大しており、昨日からは、東京、京都、沖縄の3都府県が追加されたところでもあります。

山口県においては、現在感染が拡大しているという状況ではありませんが、これら6都府県への不要不急の往来は、できるだけ控えるよう慎重な判断をお願い申し上げます。

これからワクチン接種も始まりますが、これまで行っていただきましたマスクの着用、手洗い、消毒の励行、三密を避けるなどの基本的な感染予防に引き続き取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

そうした中、令和3年第3回平生町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、承認4件、予算1件でございます。

それでは、承認第1号「令和2年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」御説明申し上げます。

今回の補正額293万円を増額いたしまして、予算総額は69億1,153万8,000円となるものであります。

補正内容につきましては2点であります。

1点目は、歳入予算の財源調整であります。

地方交付税の特別交付税は3月の交付額が3月下旬に決定し、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク用機器の導入経費や地方バス路線維持対策費などの増額措置がなされたことにより、対予算額として約2,000万円の増加配分となっております。

また、地方消費税交付金は3月補正予算におきまして、見込みにより2,000万円の減額措置をしておりましたが、3月補正後の予算額と交付金の確定に伴う決算額に大きな差額が生じております。

それぞれ確定に伴う特別交付税額の増額と地方消費税交付金の減額による財源調整を行う予算措置を講じるものであります。

2点目は、3月補正におきまして新庁舎整備事業への寄附金として増額補正の予算措置を講じ

ておりましたが、皆さんからお寄せいただきました寄附金額が見込みを上回り、公共施設建設基金への積立金の予算措置を講じる必要が生じております。

以上の2点につきまして、歳入や寄附金の確定が3月下旬であること、年度内での予算措置を講じる必要があることなどを踏まえ、やむなく専決処分としておりますので承認を求めるものであります。

続きまして、承認第2号「平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について」御説明申し上げます。

この条例は、関連する法律等が施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

このたびの地方税法の改正は、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、また、家計の暮らしと民需を下支えすることなどを目的に行われたものであります。

改正の主な内容につきましては、固定資産税におきましては、宅地等に対する負担調整措置について3年間現行の仕組みの継続延長などであり、個人住民税におきましては、所得税における住宅借入金等特別控除の適用期間延長に伴い、所得税から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する仕組みの適用期限の延長などであり、軽自動車税におきましては、環境性能割について新たな燃費基準に対応した税率区分の見直しや、税率を1%軽減する臨時的軽減の延長、グリーン化特例の延長などであり、

このほか、納税環境整備として、地方税共通納税システムの対象税目を固定資産税や軽自動車税種別割を追加して電子納付を可能とするものなどであり、

続きまして、承認第3号及び承認第4号、「工事請負契約の締結についての専決処分の承認について」一括して御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月29日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年第2回平生町議会定例会において3月22日に議決をいただきました、議案第29号及び第31号の工事請負契約を変更するものであります。

変更の内容といたしましては、工期を変更するものであります。

それぞれの工期の完成期日を3月31日といたしておりましたものを、承認第3号の「令和2年度公共下水道（宇佐木地区）管渠布設工事 第1工区」につきましては、10月12日に、承認第4号の「平生町防災行政無線機能強化工事」につきましては、令和4年3月31日に変更するものであります。

理由といたしましては、さきの第2回定例会における説明の際に申し上げましたとおり、公共下水道管渠布設工事につきましては、本工事に要します標準的な工期は、7カ月と見込んでおり、

3月の着手における完成は10月となるため、また、防災行政無線機能強化工事につきましては、庁舎建替えにより防災行政無線設備を新庁舎へ移設する必要があり、そのタイミングに合わせて改修工事を行うこととしており、完成は、令和4年3月になると見込まれるためでございます。

以上をもちまして、承認4件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 承認第4号「工事請負契約の締結について」ですが、防災無線の機能強化の工事ですが、新庁舎の整備に合わせてやられますが、3月31日までに新庁舎の建築が進んで、この工事が終われるのかどうかという若干疑問を持っております。全体も7月になっておりますし、いろんな相互調整なども残ってくるんじゃないかという、ちょっと、気もするんですが、この点はどのようにされるんですか。

○議長（中川 裕之君） 高木副町長。

○副町長（高木 哲夫君） ただいまの御懸念ごもっともだと思っております。町長が提案説明でも申し上げましたように、3月中に完成するというので、当然、業者に対しても指示をし、理解をいただいております。今後、進捗具合をチェックしながら、3月末完成に向けて、しっかり確認をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、承認第1号「令和2年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中川 裕之君) 起立全員であります。よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第2号「平生町賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中川 裕之君) 起立全員であります。よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第3号「令和2年度公共下水道(宇佐木地区)管渠布設工事第1工区の工事請負契約の締結について(工期変更契約)の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中川 裕之君) 起立全員であります。よって承認第3号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第4号「平生町防災行政無線機能強化工事の工事請負契約(工期変更契約)の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中川 裕之君) 起立全員であります。よって承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第32号

次に、日程第8、議案第32号「令和3年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長(浅本 邦裕君) ただいまは、承認4件につきまして、御承認を賜りまして、ありがとうございます。

続きまして、予算1件の議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第32号「令和3年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額2,136万3,000円を増額いたしまして、予算総額は58億1,936万3,000円となるものであります。

歳出から御説明いたします。

8ページの予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種業務におきまして、今後高齢者から集団接種を実施いたすこととしております。会場内での役割分担として、当初健康保険課の職員を中心として会場での誘導などを考えておりましたが、当初の見込みより接種業務の日数が増加することなどから、通常業務に支障をきたし、一定の人数の職員確保が困難であること、また、他の自治体の情報などを踏まえ、事務補助員を増員して接種業務に取り組むことが得策であると判断いたしましたところであります。つきましては、配置を見直し、事務補助員の増員に要する経費を主に増額補正いたすものであります。

小学校費の学校管理費では、本年1月の寒波で平生小学校のプールの排水管が破損したため、

プールに水を貯めることができず、氷点下の環境や直射日光にさらされたことによりプールの塗装が剥離する状態になっています。

その状態で水を入れて使用すると、ふやけた皮膚であればすり傷や切り傷などのけがをするおそれがありますので、プール全面の塗装工事を考えております。

授業が行われる6月中旬までに工事を完了させるため、早期の改修に要する経費を計上するものであります。

戻りまして歳入であります。

7ページの国庫補助金はワクチン接種業務の特定財源であります。

財政基金からの繰入金と町債につきましては、平生小のプール改修の財源に対応いたすものであります。

4ページの第2表、地方債補正につきましては、御説明いたしました地方債の増額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

なお、9ページから10ページにかけて給与費明細書、11ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、どうか御参考に供していただきたいと思っております。

以上をもちまして、予算1件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 8ページの最初のとこの、8ページの教育費の小学校費のプール改修なんですけど、プールの塗装が剥がれたということで、改修されるということになって、素人考えながら、ちょっとかなりの高額だなと思うんですけど、このプールの改修の、塗装の工事なんですけど、私全く知らないんで、これだけの高額になる理由ってのが何かあるのか、聞いておきたいんですけど。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 教育次長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 河島教育次長。

○教育次長（河島 建君） このたびの事業につきましては、まず、プール専用の塗料が限定されていること、そして、工期も限られていることから、発注後において早期に手配、納入が可能なることを条件として、この工法を選びました。以前もプール工事を、平成15年に塗装工事をしておりますけども、この時には2,737万で施工をしております。この差なんですけども、前回

の工事は塗装面にでこぼこを調整する程度の下地調整で行ったんですけども、今回は塗装部分を全て剥がす工程が入ることがこの高額になる理由でございます。また、工事期間中、仮設の壁、周りから砂とかそういったものが入らないようにするための過程も今回初めて、前回と比べて、ない工程でございますので、この金額になるということでございます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 河島教育次長。

○教育次長（河島 建君） 失礼しました。15年度の工事費は273万7,000円でございます。訂正いたします。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第32号「令和3年度平生町一般会計補正予算」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第3回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 河内山 宏充

署名議員 平 岡 正 一